

平成26年度

産業界のニーズに対応した
教育改善・充実体制整備事業
【テーマB】インターンシップ等の取組拡大

申請要領

平成26年3月
文 部 科 学 省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 対象となる事業	1
	(2) 申請者等	2
	(3) 地域インターンシップ推進組織の構成・規模	2
	(4) 事業の規模、補助期間及び選定件数	3
	(5) 経費の範囲	3
	(6) 文部科学省及び公表・普及事業の選定組織との連携	5
	(7) 成果の把握及び評価	5
3	選定方法等	5
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	5
	(2) 申請要件違反	6
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	6
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書の作成	6
	(2) 申請内容等チェックシートによる確認	6
	(3) 申請手続	6
6	公表等	7
7	計画及び参加大学の見直し	7
8	その他の留意事項	
	(1) 選定結果の通知	8
	(2) 取組に対する経費措置	8
9	問い合わせ先等	8

1 事業の背景・目的

[背景]

昨年4月の経済界との意見交換会において、安倍内閣総理大臣から、平成27年度卒業・修了予定者の就職活動から、広報活動及び採用選考活動の開始時期を後ろ倒しすることが要請され、併せて「政府としては、キャリア教育やインターンシップへの支援を強化するとともに、中小企業の魅力を学生に発信する取り組みにも力を入れたい」旨発言がありました。

また、昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においても、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制の強化が求められています。

このような流れの中、大学等においては、地域の中小企業等も含めたインターンシップ等の拡充を通じ、キャリア教育・就職支援体制を強化することが重要となっております。

[目的]

本事業は、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の選定を受けている大学・短期大学（以下「大学等」という。）が形成するグループ（以下「大学グループ」という。）が、地域でインターンシップ、PBL等（以下「インターンシップ等」という。）のマッチング等を行う経済団体、大学団体、自治体及びNPO法人等（以下「インターンシップ等支援団体」という。）と連携し、大学等におけるインターンシップ等の拡大を図る取組を国として支援することを通じ、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図るとともに、大学等におけるキャリア教育の充実を図り、平成27年度以降の卒業・修了予定者に対する就職・採用活動の後ろ倒しへの円滑な移行を目指すことを目的としています。

2 事業の概要

(1) 対象となる事業

- 「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」の選定を受けている大学グループ内の大学等が、インターンシップ等支援団体との連携の下、インターンシップ等のマッチングのための組織（以下「地域インターンシップ推進組織」という。）を形成し、以下に示すようなインターンシップの取組拡大に資する事業を通じ、地域における持続可能なインターンシップの基盤作りを目指す取組を対象とします。

- ・ 地域内のインターンシップ等の受入企業の開拓や、受入企業に対する事前・受入期間中・事後を通じた実習内容等に関する指導・助言の実施 等
- ・ インターンシップや産学連携教育（コーオプ教育、課題解決型授業（PBL））等のマッチングの実施、手法・モデルの開発 等
- ・ 大学等・インターンシップ等支援団体・企業等においてインターンシップのコーディネートを行う専門人材の養成、手法・モデルの開発 等
- ・ インターンシップに関わるステークホルダー（大学等、企業、学生、インターンシップ等支援団体等）による情報交換会等キャリア教育・就職支援に関する情報共有の実施 等

※ 上記はあくまでも参考例（イメージ）であり、限定されるものではありませんが、各地域インターンシップ推進組織において、上記参考例に準じた取組が実施されるような計画としてください。なお、上記の参考例と同じ内容を計画している地域インターンシップ推進組織が優先的に選定されるものでもありませんのでご注意ください。

- 具体的な取組内容は、産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業において既に実施実績のあるインターンシップ等の取組(同一大学グループ内で実施された取組を含む)に基づいて設定するようにしてください。
- 他の補助金等による経費措置を受けている連携取組あるいは他の補助金等に申請(予定を含む。)している連携取組と同一または類似の連携取組を申請することはできません。
- 本事業では、インターンシップ等支援団体と連携し、地域におけるインターンシップ等の拡大を図る取組を、支援期間終了後も含め、自立的に実施できる大学により構成されるグループを支援の対象としています。このため、国外でインターンシップを実施する取組、グループ内の大学等がインターンシップ等支援団体と連携せずに行う取組や、特定の資格の取得や検定試験対策を目的とした取組及び個々の学生への就職支援に直接つながる取組等は本事業の対象として想定しておりませんのでご留意願います。

(2) 申請者等

- 本事業の事業者は事業を申請する大学(以下「【テーマB】幹事校」という。)の設置者、申請者は地域インターンシップ推進組織の【テーマB】幹事校の学長です。本事業は、産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業の連携体制や実績を活用したインターンシップ等の取組拡大を対象としていることから、産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業に採択された大学が申請の対象となります。
 なお、【テーマB】幹事校は、必ずしも【テーマA】での幹事校と同じである必要はありません。地域インターンシップ推進組織毎に【テーマB】幹事校を定めて申請してください。
- 申請は、現在選定を受けている産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業の採択大学とし、申請内容については地域インターンシップ推進組織に参加するすべての大学等の長の了解を得ていることが必要です。申請時点で了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。また、インターンシップ等支援団体についても申請する事業に対する連携について基本的な理解を得られていることが必要となります。
- 取組の単位は以下のとおりです。それ以外(大学院、高等専門学校、短期大学の専攻課程、専攻科及び別科)の取組については申請することはできません。
 【大学】 大学全体、学部で行う取組(複数の学部も可能)
 【短期大学】 短期大学全体、学科で行う取組(複数の学科も可能)
- 上記要件を満たしている大学等であっても、下記に該当する場合は申請及び参加することはできません。
 - ・ 学生募集停止中もしくは平成26年度以降の学生募集停止が決定している大学
 - ・ 平成22年度～25年度に大学改革推進等補助金により補助を受けた事業において補助金の不正使用が行われ、文部科学省より交付決定の取消(一部を含む)を命じられたことのある大学
 - ・ 私立大学等経常費補助金において、同補助金取扱要領の規定に基づき、管理運営不適正等のため前年度に減額又は不交付の措置を受けている学校法人の設置する大学

(3) 地域インターンシップ推進組織の構成・規模

- 地域インターンシップ推進組織は、産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業の選

定を受けている大学グループ内の大学等（【テーマ A】の採択校）と、インターンシップ等支援団体との連携の下に形成されることを要件とします。

なお、地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図るという本事業の趣旨・目的を踏まえ、地域インターンシップ推進組織においては、本補助金の採択を受けていない大学等や本事業に参加していない地域の中小企業等にも参加を呼びかける等、地域内の大学等のインターンシップ等の拡大のための基盤作りに資する取組が求められます。

- 【テーマ B】の地域インターンシップ推進組織は、【テーマ A】の大学グループの取組を活用し、【テーマ A】の大学グループ地域内に新たに形成してください。

なお、【テーマ A】の大学グループ地域内に複数の地域インターンシップ推進組織を形成することも可能です。

- 地域インターンシップ推進組織は原則として一つの県域以上を取組対象とすることを要件とします。

(4) 事業の規模、補助期間及び選定件数

(事業の規模)

- 地域インターンシップ推進組織における補助金基準額及び補助事業上限額は以下のとおりとします。

補助金基準額 15,000千円程度（1地域インターンシップ推進組織／年間）

補助事業上限額 30,000千円程度（1地域インターンシップ推進組織／年間）

- 各地域インターンシップ推進組織の事業規模が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己収入等の経費により各大学で負担することとなります。なお、補助金基準額については、採択された地域インターンシップ推進組織の規模や予算の範囲内で調整する場合があります。また、次年度以降の補助金交付額については、予算の状況により減額する場合があります。

(補助期間)

補助期間は、最大2年間です。

(選定件数)

選定件数は、申請の状況等により予算の範囲内において調整します。

(5) 経費の範囲

- 申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費です。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また、申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も事業が継続できるよう、補助期間（最大2年間）における適切な規模の所要経費を算出してください。

採択された地域インターンシップ推進組織が申請した経費のうち、補助金の充当が適当な事項に対して、文部科学省が経費措置を行います。

なお、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業計画の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

- 経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしたがって適切に管理してください。

【物品費】

・ 消耗品費

本事業を遂行するに当たり直接必要なソフトウェア、図書・書籍、事務用品等の消耗品の経費に使用できます。なお、学生の教科書など通常学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。

【人件費・謝金】

①人件費

本事業を遂行するにあたり直接従事することとなる者（既に大学等で雇用している教職員を除く。）の人件費に使用できます。

②謝金

本事業を遂行するに当たり直接必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人物に対する謝礼に要する経費に使用できます。

【旅費】

本事業を遂行するに当たり直接必要な国内旅費及び招聘旅費等に使用できます。

【その他】

①外注費

本事業を遂行するに当たり直接必要な外注に要する経費に使用できます。

②印刷製本費

本事業を遂行するに当たり直接必要な資料等の印刷、製本に要する経費に使用できます。

③会議費

本事業を遂行するに当たり直接必要な会議・研修会・セミナー等の開催に要する経費に使用できます。

④通信運搬費

本事業を遂行するに当たり直接必要な物品の運搬、通信・電話料等に要する経費に使用できます。

⑤光熱水料

本事業を遂行するに当たり直接必要な電気、ガス及び水道等に要する経費に使用できます。

⑥その他

本事業を遂行するに当たり直接必要なその他経費（物品等の借損及び使用、土地・建物借上料、施設・設備使用料、学会参加費、委託費、広報費、振込手数料等）に使用できます。

他の大学の機関、教員等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

また、事業を遂行するために必要であり、事業の本質をなさない定型的な業務についても、他に委託して行わせることができます。ただし、委託費の総額は、補助金額の50%を超えないよう留意してください。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

(6) 文部科学省及び公表・普及事業の選定組織との連携

文部科学省及び本事業の公表・普及事業に選定された組織において、事例集や報告集の作成依頼や、取組状況のヒアリングへの出席依頼、インターンシップ受入企業等の情報提供依頼、シンポジウム・研修会の開催案内等を行う場合がありますのであらかじめ御了承ください。（これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学に参加していただきます。）なお、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

(7) 成果の把握及び評価

- 本事業を通じたインターンシップ等の取組拡大について、各年度終了後や、取組期間終了時等においてその成果を客観的に把握・確認ができるよう、事業初年度（現在の状況）から、各地域グループにおいて達成しようとする目的などを総合的に勘案し、インターンシップ等の取組拡大に関する指標（学生のインターンシップ参加率、受入企業数 等）を設定の上、状況の把握・蓄積等を行ってください。
- 各年度終了時の取組達成状況については翌年度の補助金の交付申請時に提出を求めることとし、補助期間中の目標達成が著しく困難であると判断される場合等によっては、計画の変更、あるいは補助金の減額・打ち切りを行うことがあります。
- 支援期間終了後に評価を実施します。実施に当たっては、評価実施までの取組の検証を踏まえた後年度の事業計画及び補助期間終了後の将来計画・目標等の提出を求めます。

3 選定方法等

- 本事業の選定のための審査は、産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会内に設置された産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会【テーマB】審査部会（以下「審査部会」という。）において審議の上選定します。
- 選定の過程で審査部会による面接審査を行うことがあります。面接審査を行う際は、対象となった申請校に対して、別途、審査部会よりその旨を案内します。
- 詳細は別添「平成26年度産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業審査要項」をご覧ください。

4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 申請書等の作成・記入要領で定める書式と異なる場合
- ② 各様式の規定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 地域インターンシップ推進組織が審査対象外となる場合
 - ・ 大学院研究科、専攻科及び別科を対象としたインターンシップのマッチングが取組の中心となる申請
- ② 大学グループ内の個別の大学が審査対象外となる場合
 - ・ 現在所属している大学グループと異なるグループの取組に参加予定もしくは複数の地域インターンシップ推進組織に参加予定の大学
 - ・ 大学院研究科、専攻科及び別科が取組の中心となる大学
 - ・ 【テーマB】幹事校、連携校を問わず、2件以上の地域インターンシップ推進組織に加わっている大学

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は選定が取り消されることがあります。

5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書の作成

平成26年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】申請書類等作成・提出について」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、【テーマB】幹事校の学長から文部科学大臣あてに申請してください。

(2) 申請内容等チェックシートによる確認

要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を申請書に併せて提出してください。

(3) 申請手続

申請書類等は、以下の提出先へ提出期間内必着で持参もしくは、郵送で送付してください。なお、提出期間内に申請書類等が提出されない場合は、審査対象外とします。

【提出期間】平成26年4月8日(火)～平成26年4月10日(木)18時まで必着。

【提出書類】

1. 平成26年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」申請提出書 1部
2. 平成26年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」申請書
 - ①両面印刷穴あけ・一部ずつファイル等で製本 15部
 - ②片面印刷（印刷原稿用） 1部

3. 平成26年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」
申請カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚
4. 上記関係の書類を保存したCD-RW・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚
5. 平成26年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」
申請内容等チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

【持参先】東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課教育振興係（14階）

【郵送先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課教育振興係 宛

※梱包箱等に「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業申請書」と朱書きしてください。

※郵送等の場合は、配達が可能である方法（特定記録、小包、簡易書留等）で余裕を持って期日までに発送してください。

6 公表等

- 選定された取組については、文部科学省ホームページにおいて概要等について公表する予定です。
- 本事業の趣旨・目的を踏まえ、選定された大学は、自ら選定取組の内容、経過、成果等を各大学のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行っていただくことを義務付けます。
- 大学教育改革の推進の一環として本事業計画の実施状況の確認とともに、審査・評価等の方法の改善等のために、選定を行った取組を対象に、取組の財政支援期間終了後に状況調査等を行い、広く社会に情報提供することを予定しています。

7 計画及び参加大学の見直し

- 選定された場合でも、委員会の意見等を踏まえ、取組計画の内容等について修正を求めることがあります。
- 地域インターンシップ推進組織の事業が本事業の目指す効果が十分に得られないと判断される場合や、大学として自立的に事業の運営がなされておらず、支援期間終了後の継続的な実施が充分期待できない場合及び以下に挙げるような事例が見られる場合は参加の見直しを求めることがあります。
 - ① 2（2）で挙げた、申請対象として不適格である事例に該当する場合
 - ② 個々の学生への就職指導や資格試験対策等、本事業の対象として想定していない取組である場合
 - ③ その他、大学が実施する取組として不適切と認められる場合

8 その他の留意事項

(1) 選定結果の通知

選定された地域インターンシップ推進組織には、【テーマB】幹事校の学長あて選定結果を通知します（4月下旬頃を予定）。

(2) 取組に対する経費措置

選定された取組に対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています。

ただし、選定された取組が国公立を通じた大学教育改革支援プログラム又は他の補助金等により経費措置（以下、「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業として経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画（取組に係る経費）を作成してください。

9 問い合わせ先等

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係
電話：03-5253-4111（内4750）
e-mail：s-needs@mext.go.jp

《スケジュール》

○個別相談

申請に関するご相談は、申請期間中随時受付しております。詳細につきましては上記係あてにお問い合わせください。

○面接審査（実施する場合がある）

平成26年4月～5月頃

○選定結果の通知（予定）

平成26年4月下旬頃